



平成28年3月10日

## 株式会社村田園に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社村田園に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

株式会社村田園が供給する茶に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

### 1 違反行為者の概要

名 称 株式会社村田園（法人番号 4330001004624）  
所 在 地 熊本県菊池郡大津町大字吹田 1 1 3 9 番地  
代 表 者 代表取締役 村田 正英  
設立年月 平成2年7月  
資 本 金 5 1 7 0 万円（平成28年2月現在）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 対象商品

株式会社村田園が販売する以下の茶

- ① 村田園万能茶（選）400グラム入り
- ② 大阿蘇万能茶（選）400グラム入り
- ③ 村田園万能茶（粹）400グラム入り
- ④ 大阿蘇万能茶（粹）400グラム入り

#### (2) 対象表示

##### ア 表示の概要

##### (ア) 表示媒体

容器包装（別紙1及び別紙2）

##### (イ) 表示期間

平成21年7月頃から平成27年12月までの間  
（別表1及び別表2「表示期間」欄記載のとおり。）

##### (ウ) 表示内容

株式会社村田園は、対象商品①ないし④について、例えば、次のとおり記載することにより、あたかも、対象商品の原材料が日本産であるかのように

示す表示をしていた。

- 「阿蘇の大地の恵み」と記載（対象商品①ないし④）
- 日本の山里を思わせる風景のイラストの記載（対象商品①ないし④）
- 「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶・甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」と記載（対象商品①及び②）
- 「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・くま笹・あまちゃづる・ゴールドはぶ茶・甘草・大豆・甜茶・田舎麦・桑の葉・浜茶・枸杞・グアバ茶・霊芝・びわの葉・極上プーアル茶・南天・かりん」と記載（対象商品③）

## イ 実際

- (7) 実際には、別表1「原材料名」欄記載の原材料のうち、「大麦」の一部及び「どくだみ」の一部以外の原材料は外国産であった。
- (1) 実際には、別表2「原材料名」欄記載の原材料のうち、「大麦」の一部及び「かりん」以外の原材料は外国産であった。

## (3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、それぞれ前記(2)イ(7)及び(1)のとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

電話 092-431-6031

ホームページ [http://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)


別表 1

番号	商品名	内容量 (グラム)	表示期間	原材料名
①	村田園万能茶(選)	400	平成21年7月頃 から平成27年 12月までの間	とうきび、大麦、はぶ茶、大豆、 はと麦、どくだみ、柿の葉、浜茶、 くま笹、ウーロン茎、甜茶、甘草、 びわの葉、枸杞、桑の葉、あまぢ ゃづる
②	大阿蘇万能茶(選)	400	平成25年8月頃 から平成27年 12月までの間	

別表 2

番号	商品名	内容量 (グラム)	表示期間	原材料名
③	村田園万能茶(粹)	400	平成21年7月頃 から平成27年 12月までの間	とうきび、大麦、はぶ茶、大豆、 はと麦、どくだみ、柿の葉、浜茶、 くま笹、プーアル茶、甜茶、グァ バ茶、霊芝、甘草、びわの葉、枸 杞、桑の葉、あまぢゃづる、かり ん、南天
④	大阿蘇万能茶(粹)	400	平成22年11月 頃から平成27年 12月までの間	

〔番号 ①〕



MURATAEN

阿蘇の大地の恵み®


村園 万能茶

ばんのうちや

自然栽培

どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶  
 甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶

品質保証



〔番号 ②〕



©2010 熊本県 くまモン #9541

阿蘇の大地の恵み®

大阿蘇 万能茶

ばんのうちや

自然栽培

どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶  
 甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶

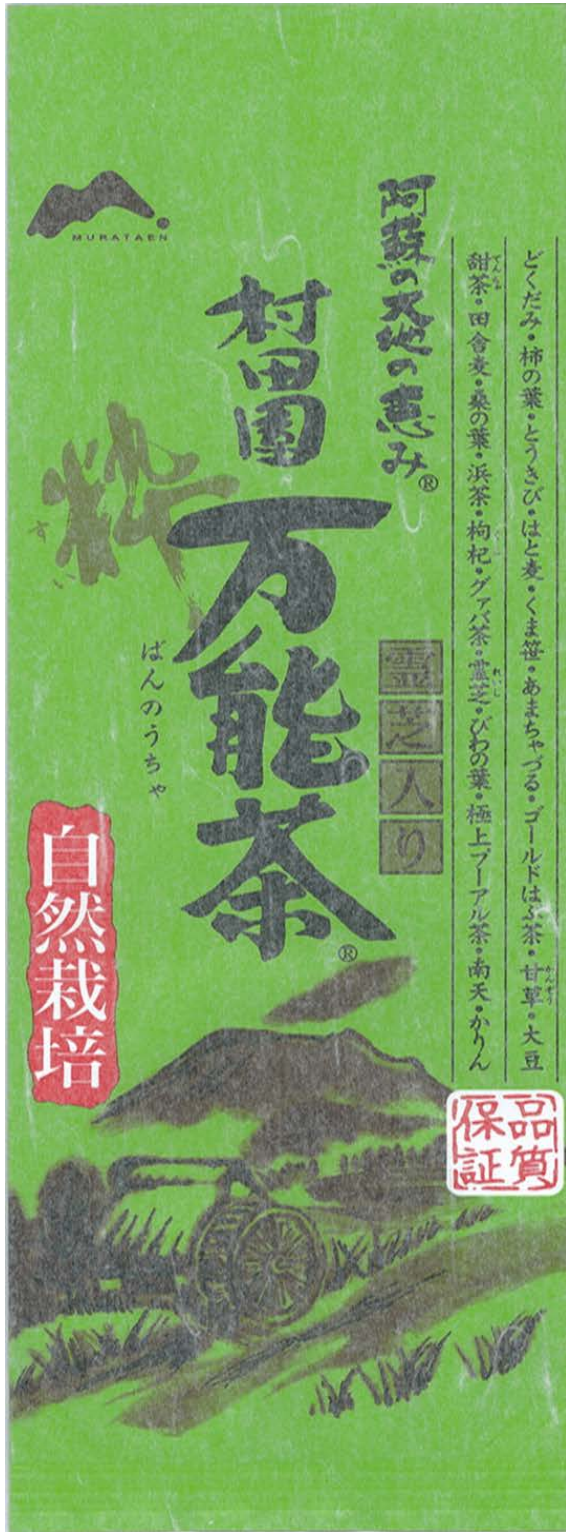
品質保証

ブレンド茶葉市場  
 日本国内6年連続  
 通販売上  
 No.1

※2008年度～2013年度国内ブレンド茶葉通販売市場  
 売上総額上位10位以内の茶葉製品とし、調査対象は、  
 熊本県を除く各都府県産茶葉の3ヶ所  
 (株)大野産研研究所調べ(2014年9月現在)



〔番号 ③〕



〔番号 ④〕



## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### （報告の徴収及び立入検査等）

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告

を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

#### （権限の委任等）

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

#### （消費者庁長官に委任されない権限）

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

#### （公正取引委員会への権限の委任）

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## 景品表示法による表示規制の概要

景品表示法  
第4条（不当な表示の禁止）

不当な表示

### ○優良誤認表示（4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示
- ② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

### 不実証広告規制（4条2項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

### ○有利誤認表示（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

- ① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ② 商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

### ○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示



別添

消表対第289号

平成28年3月10日

株式会社村田園

代表取締役 村田 正英 殿

消費者庁長官 板東 久美子

(公印省略)

#### 不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する茶の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する別表1及び別表2「商品名」欄記載の茶（以下「本件商品」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、別表1「商品名」欄記載の本件商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「商品名」欄記載の本件商品について、同表「表示期間」欄記載の期間、当該本件商品の容器包装において、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・てんちゃとうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶 かんぞう甘草・大豆・田舎<sub>くこ</sub>麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」等と、別表3「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表1「原材料名」欄記載の原材料のうち、「大麦」の一部及び「どくだみ」の一部以外の原材料は外国産であったこと。

イ(ア) 貴社は、別表2「商品名」欄記載の本件商品を一般消費者に販売するに当たり、別表2「商品名」欄記載の本件商品について、同表「表示期間」欄記載の期間、当該本件商品の容器包装において、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・くま笹・あまちゃづる・ゴールドはぶ茶・甘草・大豆 甜茶・田舎麦・桑の葉・浜茶・枸杞・グァバ茶・霊芝・びわの葉・極上プーアル茶・南天・かりん」等と、別表4「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表2「原材料名」欄記載の原材料のうち、「大麦」の一部及び「かりん」以外の原材料は外国産であったこと。

ウ 前記ア(ア)及びイ(イ)の表示は、それぞれ前記ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社村田園（以下「村田園」という。）は、熊本県菊池郡大津町大字吹田1139番地に本店を置き、どくだみ、はと麦、とうもろこし、豆類等を原料とする茶等の製造及び販売業等を営む事業者である。

(2) 村田園は、遅くとも平成10年頃以降、「村田園万能茶」と称する本件商品を自ら、平成16年頃以降、「大阿蘇万能茶」と称する本件商品を取引先販売業者を通じて、それぞれ一般消費者に販売しているところ、本件商品の表示内容を自ら決定している。

(3) 村田園は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

ア(ア) 別表1「商品名」欄記載の本件商品について、同表「表示期間」欄記載の期間、当該本件商品の容器包装（別添1及び別添2）において、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶・甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」等と、別

表3「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際には、別表1「原材料名」欄記載の原材料のうち、「大麦」の一部及び「どくだみ」の一部以外の原材料は外国産であった。

イ(ア) 別表2「商品名」欄記載の本件商品について、同表「表示期間」欄記載の期間、当該本件商品の容器包装（別添3及び別添4）において、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・くま笹・あまちゃづる・ゴールドはぶかんぞう茶・甘草・大豆 甜茶・田舎麦・桑の葉・浜茶・枸杞・グァバ茶・霊芝・びわてんちゃの葉・極上プーアル茶・南天・かりん」等と、別表4「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際には、別表2「原材料名」欄記載の原材料のうち、「大麦」の一部及び「かりん」以外の原材料は外国産であった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、村田園は、自己の供給する本件商品の取引に関し、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(注) 行政不服審査法第48条において準用する同法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日から6か月以

内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、その決定があったことを知った日から6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

商品名	内容量 (グラム)	表示期間	原材料名
村田園万能茶 (選)	400	平成21年7月頃 から平成27年 12月までの間	とうきび、大麦、はぶ茶、大豆、 はと麦、どくだみ、柿の葉、浜茶、 くま笹、ウーロン茎、甜茶、甘草、 びわの葉、枸杞、桑の葉、あまちゃ づる
大阿蘇万能茶 (選)	400	平成25年8月頃 から平成27年 12月までの間	

別表 2

商品名	内容量 (グラム)	表示期間	原材料名
村田園万能茶 (粹)	400	平成21年7月頃 から平成27年 12月までの間	とうきび、大麦、はぶ茶、大豆、 はと麦、どくだみ、柿の葉、浜茶、 くま笹、プーアル茶、甜茶、グァ バ茶、霊芝、甘草、びわの葉、枸 杞、桑の葉、あまちゃづる、かり ん、南天
大阿蘇万能茶 (粹)	400	平成22年11月 頃から平成27年 12月までの間	

別表 3

商品名	内容量 (グラム)	表 示 内 容
村田園万能茶(選)	400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「阿蘇の大地の恵み」</li> <li>・「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶<sup>てんちや</sup>・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶<sup>かんぞう</sup>・甘草<sup>かんぞう</sup>・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞<sup>くこ</sup>・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」</li> <li>・日本の山里を思わせる風景のイラストの記載</li> </ul>
大阿蘇万能茶(選)	400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阿蘇<sup>ばんのうちや</sup>万能茶」</li> <li>・「阿蘇の大地の恵み」</li> <li>・「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶<sup>てんちや</sup>・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶<sup>かんぞう</sup>・甘草<sup>かんぞう</sup>・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞<sup>くこ</sup>・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」</li> <li>・日本の山里を思わせる風景のイラストの記載</li> </ul>

別表 4

商品名	内容量 (グラム)	表 示 内 容
村田園万能茶(粋)	400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「阿蘇の大地の恵み」</li> <li>・「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・くま笹・あまちゃづる・ゴールドはぶ茶<sup>かんぞう</sup>・甘草<sup>かんぞう</sup>・大豆<sup>てんちや</sup>・甜茶<sup>てんちや</sup>・田舎麦・桑の葉・浜茶・枸杞<sup>くこ</sup>・グアバ茶<sup>れいし</sup>・霊芝<sup>れいし</sup>・びわの葉・極上プーアル茶・南天・かりん」</li> <li>・日本の山里を思わせる風景のイラストの記載</li> </ul>
大阿蘇万能茶(粋)	400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阿蘇<sup>ばんのうちや</sup>万能茶」</li> <li>・「阿蘇の大地の恵み」</li> <li>・「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・くま笹・あまちゃづる・ゴールドはぶ茶<sup>かんぞう</sup>・甘草<sup>かんぞう</sup>・大豆<sup>てんちや</sup>・甜茶<sup>てんちや</sup>・田舎麦・桑の葉・浜茶・枸杞<sup>くこ</sup>・グアバ茶<sup>れいし</sup>・霊芝<sup>れいし</sup>・びわの葉・極上プーアル茶・南天・かりん」</li> <li>・日本の山里を思わせる風景のイラストの記載</li> </ul>



阿蘇の大地の恵み®

村田園

万能茶®

選

ばんのうちゃ

自然栽培

どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶  
甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶

品質保証





# 大阿蘇 万能茶

阿蘇の大地の恵み®

自然栽培

ば  
ん  
の  
う  
ち  
ゃ

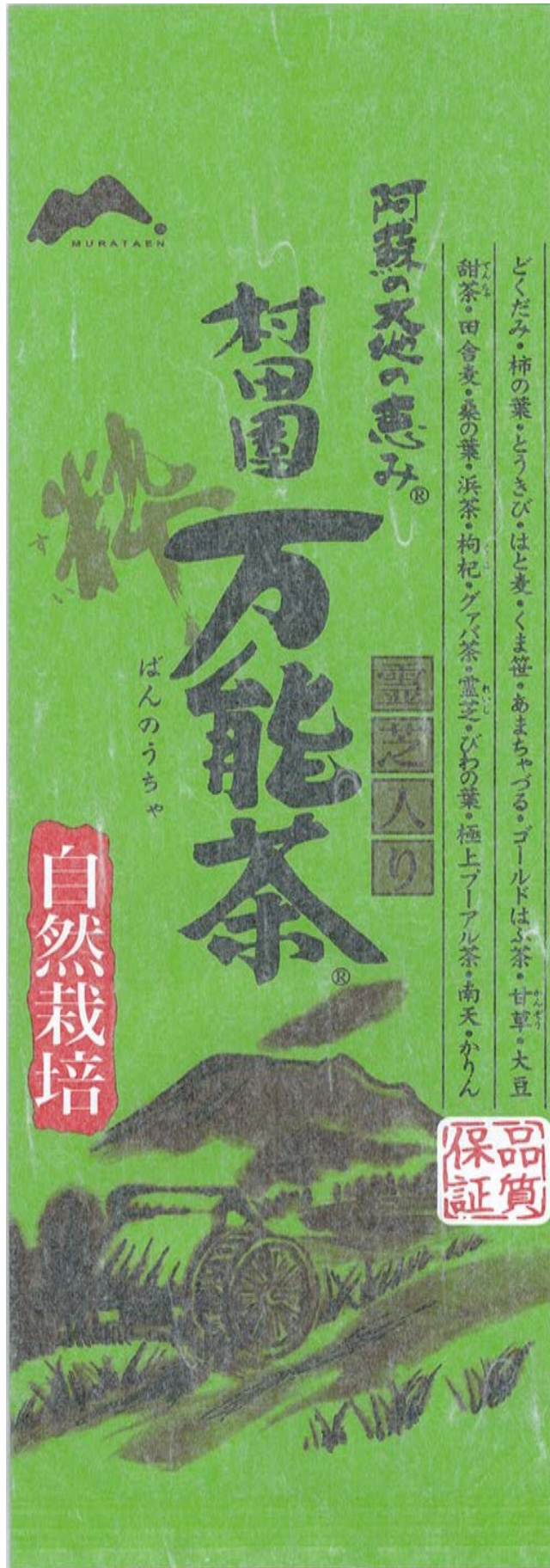
どくだみ・柿の葉・とろろ芋・はと麦・甜茶・とま葱・あまぎやぶる・せせ茶  
甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・クローブ・びわの葉・浜茶

ブレンド茶葉市場  
日本国内6年連続  
通販売上  
No.1

品質保証

※2008年度～2013年度国内ブレンド茶葉通信販売市場  
茶葉2種類以上を混合した茶葉製品とし、清涼飲料、  
粉末茶を除く。三カ年出荷金額が三カ年  
(株)天野経済研究所調べ(2014年9月現在)





秋

ばんのうちゃ

自然栽培

村田園 万能茶

阿蘇の大地の恵み

霊芝入り

とくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・くま笹・あまちゃづる・ゴールドはぶ茶・甘草・大豆  
 甜茶・田舎麦・桑の葉・浜茶・枸杞・グアバ茶・靈芝・びわの葉・極上プーアル茶・南天・かりん

品質保証

MURATAEN

阿蘇の大地の恵み®

自然栽培

ぼんのうちや

大阿蘇万能茶®

霊芝入り

どくだみ柿の葉ことらぎびんごままきくま笹あまきつるごつじけふ茶甘草大豆甜茶  
 田舎麦桑の葉浜茶枸杞グンギョウ草雷芝びわの葉極上フナル茶あまかりん

品質保証

Illustration of a mountain landscape with a traditional wooden cart on a path.